

第2号議案

令和6年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度長崎市の観光施設事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ461,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月23日提出

長崎市長 鈴木史朗

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	69,047	2,569	71,616
	2 一般会計繰入金	0	2,569	2,569
	歳 入 合 計	459,213	2,569	461,782

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	グラバー園費	320,553	2,569	323,122
	1 グラバー園事業費	265,632	2,569	268,201
	歳 出 合 計	459,213	2,569	461,782

理 由

国の1次補正に伴うグラバー園運営費その他について予算の補正を必要とするので、地方自治法第218条第1項の規定により、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第218条第1項 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

說 明 書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 グラバー園費	千円 320,553	千円 2,569	千円 323,122
歳 出 合 計	459,213	2,569	461,782

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
			2,569
0	0	0	2,569

2 歳 入

5 款 繰入金

2,569千円

2 項 一般会計繰入金

2,569千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 グラバー園費一般会計繰入金	千円 0	千円 2,569	千円 2,569
計	0	2,569	2,569

節		説	明
区 分	金 額		
1 グラバー園事 業費一般会計 繰入金	千円 2,569		千円

3 歳 出

1 款 グラバー園費

2,569千円

1 項 グラバー園事業費

2,569千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 グラバー園 管理費	千円 265,632	千円 2,569	千円 268,201	千円	千円	千円	千円 2,569
計	265,632	2,569	268,201	0	0	0	2,569

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 2,569	1 グラバー園管理費	千円 2,569
		1 グラバー園運営費	2,569